

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養給付及び休業給付を支給しないと変更する旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、部長として、経理、総務などの業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日午後〇時〇分頃、帰宅途中マンホールの穴にハイヒールのかかたが挟まり転倒したとして、同日C医療センターに受診し「右腓骨骨折」と診断された。

請求人は、請求人の傷病は通勤の事由によるものであるとして、監督署長に、療養給付及び休業給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の傷病は通勤の事由によるものと認め、これらを支給する旨の処分をした。

その後、監督署長が継続療養の調査を行ったところ、請求人が請求事由としていた災害発生状況とは異なる状況が判明したことから、監督署長は、請求人の傷病は通勤の事由によるものとは認められないとして、療養給付及び休業給付を支給しないと変更する旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の負傷が通勤の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 本件災害発生に係る通勤経路及びその発生状況について、請求人は、当初、請求人の通常の就業場所であるC所在の会社を午後〇時〇分頃に施錠の上退社し、徒歩で帰宅途中、自宅近くの郵便ポストに業務用の郵便物を投函した後、同〇時〇分頃、歩道上のマンホールにハイヒールの踵がはまり、転倒、右足関節骨折を受傷し、請求人本人が携帯電話で救急に連絡をした旨、具体的且つ詳細に主張していた。

当該主張内容については、労災保険法に基づく療養給付及び休業給付の請求の際、繰り返し記載され、その都度請求人の押印もなされていたところ、平成〇年〇月〇日には、請求人本人が直接、申述していたものである。

- (2) ところが、監督署長の調査により、実際の「災害発生場所」及び「災害発生時間」が請求人の主張とは異なること、並びに「請求人が災害当日、飲酒していた」ことが判明すると、請求人は、これまでの主張を翻し、災害発生当日は、D所在の飲食店で取引先と飲酒を伴う会食、打ち合わせを行った後、「C」ではなく、E所在の会社本社の方へ帰社、残業を行い、午後〇時〇分に退社し、F駅から乗車、G駅でH線に乗り換え、I駅で下車、午後〇時過ぎにJの歩道上で受傷したとして、上記(1)の主張とは全く異なる主張を行った。

この主張の大きな隔たりについて、請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）からは、合理的な説明がなされていないところ、審査官は更に事実確認を進め、平成〇年〇月〇日

付けK消防署長の回答を得て同署の救急隊員が請求人を救護した場所は、J所在のKビルの地下に向かう屋内階段の中段付近であることを確認した。さらに、当該ビルの地下では、飲食店「L」のみが営業していることも審査官は併せて確認した。

(3) すると、請求人らは、要旨、災害発生場所はI駅出口前の横断歩道付近であり、請求人は受傷後、徒歩〇分程度の距離にある飲食店に助けを求める為、上記屋内階段の中段付近まで、独力で移動したものであるとして、災害発生場所は、救急隊員が救護した場所ではなく、I駅から自宅までの経路上であると主張した。この点、当審査会としては、右足を骨折した請求人にとって相当程度の距離にある上記ビルまで、請求人が独力で移動した上、勾配が急であることは請求人らが自ら認めている階段を、中段まで降りることは極めて困難であると言わざるを得ず、請求人らの主張を採用することはできない。さらに、上記事情に加えて、M医師及びN医師は、要旨、請求人は平成〇年〇月〇日夜に飲酒後、階段を踏み外し右足を受傷したと述べていることも併せ鑑みれば、請求人は、上記階段にて受傷したとみるのが自然であり、当審査会としても当該階段が災害発生場所であるものと判断する。

(4) そうすると、上記ビルは、I駅を起点に請求人自宅とは南北反対方向にあり、仮に請求人らが新たに主張を始めた通勤経路が事実であったとしても、災害発生時、請求人が当該通勤経路を逸脱していたことは明白であり、保険給付の対象たる通勤災害ではないとした審査官の判断は妥当であるものと判断する。

(5) なお、請求人らのその他の主張についても、子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養給付及び休業給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。